

本申告書兼同意書は、必ず本人が署名、押印の上貸付申込書と同時に提出してください。  
ご提出いただけない場合は、貸付申込みを受け付けることができません。

### 借入状況等申告書 兼 貸付事業における個人情報に関する同意書

- 1 公立学校共済組合への貸付けの申込みにあたり、下記の申告内容に相違ありません。  
この申告書の内容や他の添付書類に虚偽の記載がある場合、貸付事故（貸倒れ）が発生した場合、その他貸付規程に違反した場合、公立学校共済組合が当該事実を申込人が所属する所属所の所属所長に通知することに同意します。
- 2 公立学校共済組合への貸付けの申込みにあたって、個人情報を別紙「個人情報の取扱いについて」のとおり取り扱うことに同意します。

公立学校共済組合福岡支部長 殿  
令和 年 月 日

貸 付 申 込 人	所属所名	(電話)	貸 付 種 別	貸 付 け
	現 住 所	〒	貸 付 申 込 金 額	万 円
	職 名	フリガナ	貸付申込 年月日	令 和 年 月 日
		氏 名		

記

<当共済組合の借入状況> **(この欄が空欄になることはありません。)** (単位：円)

貸 付 種 別	区 分 (該当項目に○)	1 回当たり償還額	
		(毎月償還)	(ボーナス償還)
一般貸付け	新規・借替え・償還中		
特別貸付け	新規・借替え・償還中		
住宅貸付け (介護除く)	新規・借替え・償還中		
住宅災害貸付け (介護除く)	新規・借替え・償還中		
介護構造部分の貸付け	新規・借替え・償還中		
教育貸付け	新規・借替え・償還中		
災害貸付け	新規・借替え・償還中		
医療貸付け	新規・借替え・償還中		
結婚貸付け	新規・借替え・償還中		
葬祭貸付け	新規・借替え・償還中		
合 計		(A)	(B)

- (注) 1 「1回当たりの償還額」欄には、**新規の場合は、この申込みの1回当たりの償還額を、借替えの場合は借替え申込み後の1回当たりの償還額**（償還中の償還額ではありません。）を記入してください。
- 2 住宅災害貸付けのうち元金の償還が猶予されている貸付けに係るものは記入する必要はありません。
  - 3 育休等猶予中の方は、猶予されている1回当たりの償還額を記入してください。
  - 4 育休等猶予金の倍返しを行っている方については、倍返しの部分を含めないで記入してください。  
詳しくは福岡支部に確認してください。

**※ 裏面も必ず記入してください。特に当共済組合以外の借入状況欄は、正確に記入してください。**

## ＜当共済組合以外の借入状況＞

(単位：円)

借入先	借入区分	借入年月日	当初借入金額	償還年額
	新規借入 既借入	年 月 日		
	新規借入 既借入	年 月 日		
	新規借入 既借入	年 月 日		
	新規借入 既借入	年 月 日		
	新規借入 既借入	年 月 日		
	新規借入 既借入	年 月 日		
	新規借入 既借入	年 月 日		
	新規借入 既借入	年 月 日		
合 計				(C)

(注) 1 (C)の欄は、借入がない場合は「0」と記入してください。(空欄にしないでください。)

借入がある場合、「借入先」欄には、借入先の銀行名、消費者金融名、団体名等、金融機関等の名称を記入してください。

## ＜金融機関等の例＞

銀行、保険会社、信販会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、消費者金融、住宅金融支援機構、都市再生機構、雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫及び地方公共団体による住宅融資等、教職員互助会等、個人、その他借入を受けている一切の団体等

※クレジットカードの一括払いによる支払は除く。

2 「新規借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日後に借り入れる予定の借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額（ボーナス償還分を含む。）を記入してください。

(例：4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額)

3 「既借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日以前に借り入れた借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額（ボーナス償還分を含む。）を記入してください。

(例：4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額)

＜申込人の給料月額＞ (D) 円

(注) 貸付申込書に記入した給料月額を記入してください。

## ＜償還限度額の算出＞

当共済組合貸付金の毎月償還分の償還年額	当共済組合貸付金のボーナス償還分の償還年額	共済組合以外からの借入金の償還年額	左の合計額	≤	申込人の給料月額 の4.8倍に相当する額
(A) × 1.2	(B) × 2	(C)			

※この算式どおりにならない場合、貸付申込みを受け付けることはできません。

また、償還の確実性がないと認められる場合（債務整理について弁護士等に相談している場合を含む。）は、貸付申込みを受け付けることはできません。